



県章

# 山形県公報

令和4年5月20日(金)  
第305号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……492
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……493
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……494
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………499

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(防災危機管理課) ……500
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 正 誤

**告 示**

**山形県告示第418号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
トレンディワールド株式会社 千葉県千葉市中央区院内二丁目17番25号	マックスアカデミー東根 東根市中央三丁目3番5号	就 労 定 着 支 援	令和 4. 4. 4
社会福祉法人愛泉会 山形市諏訪町一丁目2番7号	ショートステイサービスゆるっとなかやま 東村山郡中山町大字長崎字上町97番地1	短 期 入 所	同 4.10

**山形県告示第419号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	白鷹町社会福祉協議会放課後等デイサービス事業所 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1089-5番地	放課後等デイサービス	10名	令和 4. 5. 1

**山形県告示第420号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
合同会社おきたまライフフュージョンおらフ 米沢市広幡町成島1027番地	Reはーと えいる 米沢市直江町7-16	保育所等訪問支援	令和 4. 5. 1

**山形県告示第421号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社my life 米沢市城南四丁目1番13号	ヒカリノアトリエ 米沢市城西一丁目3番78号	就労継続支援（B型）	20名	令和4.5.1

**山形県告示第422号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市小名部地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年5月16日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第423号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西村山郡西川町の一部（寒河江ダム周辺）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年12月23日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値図化）

**山形県告示第424号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
寒河江市の一部、西村山郡河北町の一部、同郡西川町の一部、同郡朝日町の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年9月8日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、空中写真測量、数値図化）

**山形県告示第425号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 白鷹都市計画

(2) 名称 白鷹都市計画用途地域

- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第426号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第210号  
2 指定の場所 東根市一本木二丁目6114番3の一部  
3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 39.75メートル  
4 指定年月日 令和4年5月11日

#### 山形県告示第427号

次の開発行為は、完了した。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年9月6日 指令村総建第211号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市一本木二丁目1997番82、7449番2、7449番4、7528番1、7528番3、7531番1、7531番2、7532番1、  
7533番11、7533番12、7531番2先、  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ  
東根市中央二丁目11番1号 天野地所株式会社

## 公安委員会関係

### 告 示

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月20日

山形県公安委員会

委員長 北 村 正 敏

#### 山形県公安委員会告示第2号

##### 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程

山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「1月以内」を「3月以内」に改める。

第4条第2項の表指導員等の変更の項中「住民票の写し」を「運転免許証（裏側も含む。）の写し」に改め、第6号を削り、第7号を第6号とする。

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「運転記録証明書」を「新たに指導員等審査を受けようとする者にあつては、運転記録証明書」に、「1月以内」を「3月以内」に改め、同号を同項第4号とする。

第6条第3項中「修了証」を「修了証明書」に改める。

第19条の表運転適性検査実施状況報告書（四半期報）（別記様式第26号）の項を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記  
様式第1号

1 教習施設一覽表 (教習所名)

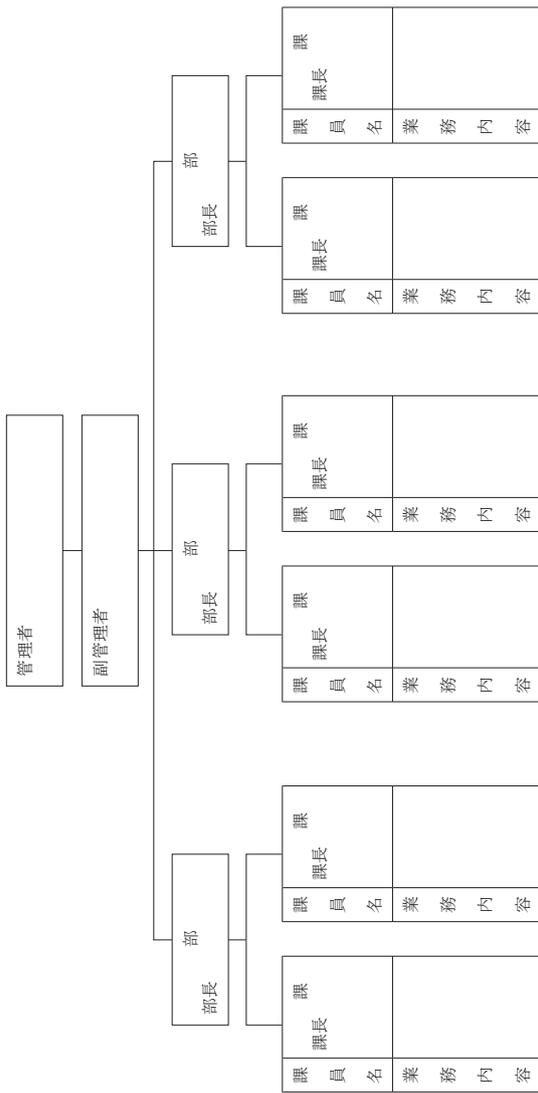
職別	管理者以外の校長	管理者	副管理者	技能検定員	教習指導員	教習指導員	事務職員	その他の職員	計	コースの種類	形状及び構造等				
											総延長	m	舗装延長	m	直走行最長部分
教員				( )	( )					幹線コース	区分	延長	幅		
実人員				( )	( )					直線部分	コース	m			
兼務を含む 延人員				( )	( )					その他コース	コース	m			
(注) 1 実人員欄は、主として従事するものについて一人一業種を計上すること。 2 ( ) は、第二種に係る職員を計上すること。															
施設	種別	敷地面積㎡	実面積㎡	教習者						計	コースの種類	区分	幅	高さ	勾配
				大	中	小	特	けん引	小計						
教室	教室	1							( )		直線狭路コース	幅	高さ	平坦部の長さ	傾斜部の長さ
	種別	数	総面積	大	中	小	特	けん引	小計	無線車	種類	大型二	中型	準中・普通	計
室等	機械運転装置室										連続進路転換コース	入口及び出口の幅	各個間の長さ	立体障害物間の距離	
	無線司令室										寸法	寸法	寸法	寸法	
等	待合室										縦列駐車コース	大中普	幅	長さ	
	校長室										種類	大型二	中型二	普通二	
等	管理者室										その他コース	別添コース図記載のとおり			
	事務室										添付図面	1 測量図 (コース敷地面積の証明できるもの)			
等	職員室										2 コース平面図				
	車庫										3 坂道断面図				

(注) 1 備付け自動車欄の( )内には、A.T車の台数を内数として記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とすること。



(教習所名 )

3 組織図及び事務分掌表（例図）



別記様式第4号を次のように改める。  
様式第4号

管理者(指導員等)個人記録表

写 真	教習所名											コード	～				
	ふりがな											本籍 国籍					
	氏 名 (職員番号)									男・女							
	生年月日	年	月	日生								住所					
・ ・ 撮影	学歴				前職							電話 ( )	—				
職名			就任年月日	・ ・				教習所名	選任年月日	解任年月日							
			退任年月日	・ ・				所 属									
法 令 に よ る 資 格	区 分	就任年月日		退任年月日				所 属 教 習 所 名									
	設 置 者	・ ・		・ ・													
	管 理 者	・ ・		・ ・													
	副 管 理 者	・ ・		・ ・													
格 に よ る 資 格	種 別	大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	大自二	普自二	けん引	大型二	中型二	普通二					
	公安 検定員	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・									
	教習 指導員	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・									
	中央 検定員	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・	第 号 ・ ・									
所 持 免 許 証	免許証番号	( 県 )										そ の 他 の 資 格 ・ 有 無	表 彰 関 係				
	第一種 免 許	二・小・原	・ ・				応急救護 処 置 指 導 員	一 種		運 転 習 熟 指 導 員	四 輪	表 彰 者	年 月 日				
		そ の 他	・ ・					二 種			二 輪	県 本 部 長 県 協 会 長	・ ・				
	第二種 免 許	・ ・				運 転 適 性 検 査	K 2		高 齢 者 講 習 員		管 区 局 長 地 区 連 長			・ ・			
有無								認 知 機 能 員 検 査		全 指 連 長 会		・ ・					
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	大 自 二	小 特 付	原 引	大 型 二		中 型 二		普 通 二	大 特 二	けん引二	運 転 適 性 指 導 員	
備 考													県 協 会 長	・ ・			
															・ ・		
																・ ・	
															・ ・		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第11号中「修了証」を「修了証明書」に、「山形県公安委員会印」を「受託者名印」に改め、別記様式第13号中「法定教習年月日」を「教習期限」に改め、別記様式第31号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第21号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和4年5月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

- 「 〃 酒田市亀ヶ崎コミュニティ防災センター」を
- 「 〃 酒田市亀ヶ崎コミュニティ防災センター  
〃 酒田市公益研修センター 」に、
- 「 〃 最上町 最上町コミュニティセンター  
〃 最上町生活改善センター を  
〃 最上町基幹集落センター  
〃 お湯トピアもがみ 」
- 「 〃 最上町 最上町コミュニティセンター」に改める。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月20日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子俊彦

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形市市長部局の項中「、観光戦略推進監」を削り、

「	東京事務所	所長	を
	東京事務所	所長	
「	東京事務所	所長	に改め、同表鶴岡市市長部局
	食肉衛生検査所	所長	

の項中「主幹（）」を「課長補佐（職員課に置くものに限る。）」、主幹（）」に改め、同表上山市市長部局の項中「及び財政課」を「、市政戦略課に置くもので市政に関する事務を担当するもの及び財政課」に改める。

別表第2 北村山公立病院組合管理者部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表置賜広域行政事務組合理

事会部局の項中「課長」を「事務局次長、課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県防災行政通信ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 117,150,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃						摘要	
					収入が104,000円を 超え123,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者		
県営土屋倉アパ ート2号	上山市美咲町二 丁目3	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル 51.8	1	一般用	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	单身可	
同	同	同	1	同	13,500	15,500	17,800	20,000	22,900	26,400	单身可	
同 鷲ヶ袋アパ ート2号	同 旭町二丁 目7-2	同	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	单身可	
同 長清水アパ ート8号	同 長清水一 丁目10-18	同	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	单身可	
同	同	同	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	单身可	
同 長岡アパ ート3号	同 天童市中里一丁 目2-3	同	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	同	
同 交り江アパ ート1号	同 交り江五 丁目10-1	同	1	一般用	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	单身可	
同	同	同	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	单身可	
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	1	同	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	单身可	
同	同	同	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	单身可	
同 天童駅南ア パート2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	单身可	
同 近江アパ ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可	
同	同	同	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	单身可	



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年6月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和4年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和4年8月1日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 4. 3. 11	第287号	195	下から7	新庄市	〃
令和 4. 3. 11	第287号	196	3	新庄市	〃
令和 4. 3. 22	第290号	247	下から12	和田112番地2	和田1246番地